

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

H30年 6月5日

川越市長 川合 善明 殿

印

報告者 住所:埼玉県川越市大字中福字松峯286
 氏名:トーヨーケム株式会社 川越製造所
 製造所長 佐藤 哲章
 電話番号049-242-1331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	トーヨーケム株式会社 川越製造所
事業場の所在地	埼玉県川越市大字中福字松峯286
計画期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	生産量: 69,065トン (平成29年度)
③従業員数	691人 (平成30年4月1日)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1. 生産工程概要と特別管理産業廃棄物」を参照願います。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙2. 廃棄物関連管理組織」を参照願います。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排 出 量	3, 9 6 5 t	
	(これまでに実施した取組) ・粘着剤の燃料化、脱溶剤工程からの溶剤の燃料化、廃溶剤からの溶剤回収を進め、燃料再利用、有価物化を進め、特管廃油の排出量を削減する。 ・収率u pを考慮した生産工程の改善による残渣の削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	排 出 量	4, 0 0 5 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・昨年に続き、廃溶剤の分別による場内再利用の継続、また処理業者開拓による新たな再資源化を進め、特管廃油の排出量を削減する。 ・収率u pを考慮した生産工程の改善による残渣の削減。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・直接燃料として使用できる廃油：自社で再利用。 ・溶剤を回収できる廃油：廃油の減量、溶剤の再利用。 ・業者に処分を委託する廃油。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・昨年同様に、廃油を直接燃料として使用できる廃溶剤、ボイラーの助燃油となる副生液、有償化、業者委託廃棄物に分別する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	3,604 t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃溶剤から特定の溶剤を回収し、燃料として使用している。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	3,640 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・昨年同様に、廃溶剤から溶剤を回収し、洗浄用・燃料として再利用する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

③ 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	361 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	361 t	t
	(これまでに実施した取組) ・中間処理の残渣をセメント原料または路盤材として再生している業者を最終処分先としている熱回収業者に廃棄物の処理を委託している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	365 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	365 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理の残渣をセメント原料または、路盤材として再生している業者を最終処分先としている熱回収業者に廃棄物の処理を委託する。 ・業者開拓により、廃油の再資源化を目指す。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙1. 製造工程概要と特別管理産業廃棄物

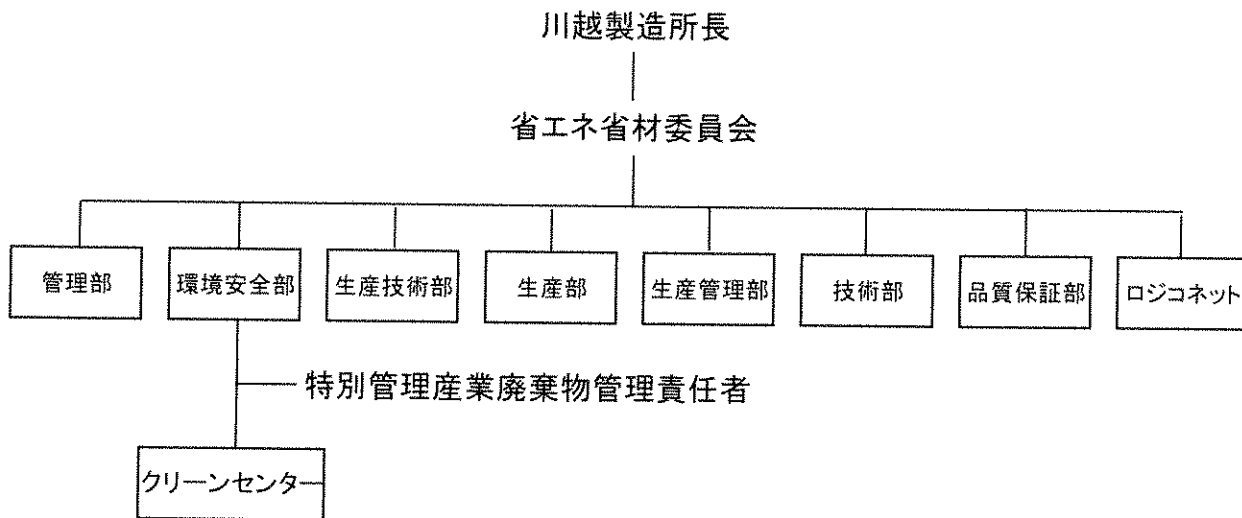
平成30年4月13日

1. ポリマー関連製品生産工程

工 程	1	2	3	4	5	6	7	8
	仕込み	混合	調整	充填	検査	洗浄	保管	出荷
特別管理廃棄物				残渣(廃油)	検査残(廃油) サンプル残(廃油)	洗浄溶剤(廃油)	格下品(廃油)	

別紙2. 廃棄物の管理組織

1. 管理組織図



2. 役割

1) 省エネ省材委員会

各職場から排出される廃棄物の分別、減量化、リサイクル及び適正処理の推進

委員長: 環境安全部 部長

事務局: 環境安全部 環境・エネルギー課

2) 特別管理産業廃棄物処理責任者

- ・ 廃棄物処理計画の立案
- ・ 製造所の廃棄物管理規定の制定・改廃
- ・ 廃棄物の分別・保管状況の確認
- ・ 廃棄物排出状況の把握と改善策の検討
- ・ 排水処理施設の運転・維持管理
- ・ 収集運搬、処理業者の評価・選定及び管理
- ・ 産業廃棄物収集運搬・処理委託契約書の作成
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ 社員、外注業者に対する教育

3) クリーンセンター

- ・ 廃棄物の保管管理
- ・ 廃棄物の収集運搬業者への引渡し
- ・ 廃水の処理
- ・ 廃溶剤の再生処理